

2019年(平成31年)10月1日から消費税が変わります (免税事業者も対象です)

全事業主対応!

現行 8% → 8% : (酒・外食以外の) 飲食料品 + 定期購読新聞
→ 10% : 上記以外すべて



購入商品の
内訳が判らない
と認めません!

何を見て、
どう処理した
らいいんだ?



～準備資料・入力方法についてのお願い～

領収書原本をお預かりする場合

- 原則として「レシート」をご提出ください

レシート	領収証
牛肉※ 2,160 割り箸 550	金額 ¥2,710
8% 160 10% 50	8% 160 10% 50

何を買ったかわからない

出納帳をお預かりする場合

- 8%と10%を分けて記載
- 8%分のみ、摘要に「8%」と明記

ご自身で会計ソフトに入力する場合

- 8%と10%を分けて入力
- 8%分のみ、摘要に「8%」と明記

月	日	摘要	入金	出金
10	△	〇〇商店 割り箸		550
"	"	〇〇商店 牛肉(8%)		2,160

◀旧税率のまま継続するリース会社や不動産会社からの消費税に関する書類がありましたらお送りください▶

★小売業・卸売業や飲食業などで、POSレジや販売管理システムの改修が必要な中小企業様には、補助金制度がございます。詳細を知りたい方は担当者までお問い合わせください

